

産業廃棄物処分場税

産業廃棄物処理施設の設置促進のための施策及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、本県が独自に導入している法定外目的税です。

納める人

県内の最終処分場に搬入された産業廃棄物の排出事業者または中間処理業者

納める額

最終処分場に搬入する産業廃棄物1トンにつき1,000円

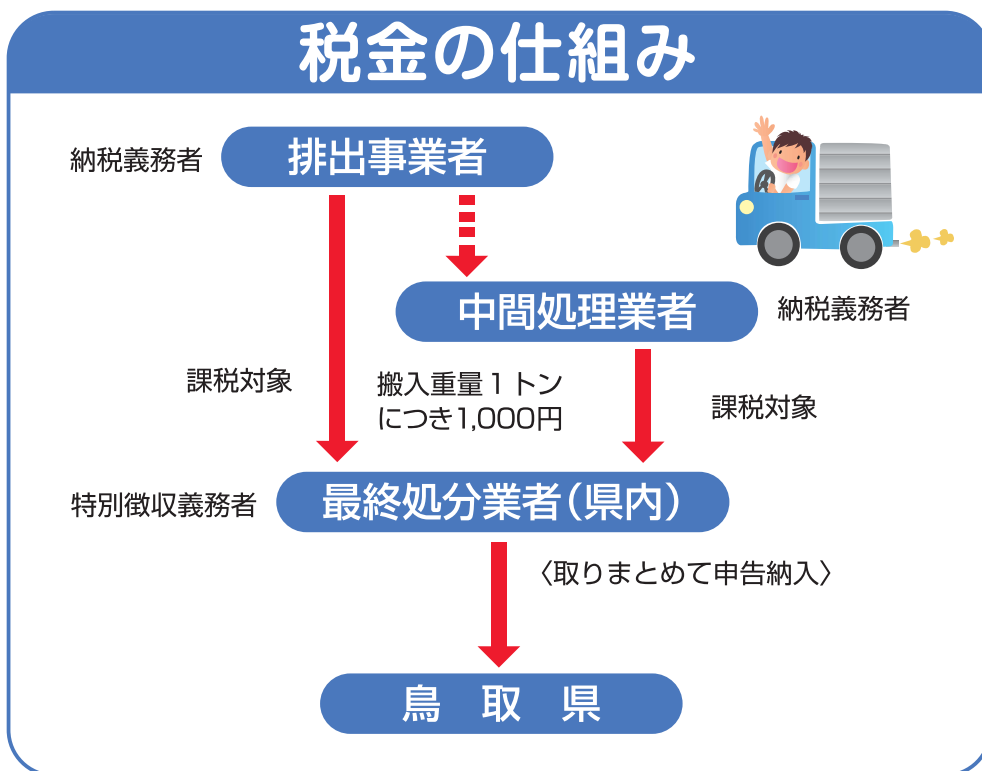
申告と納税

最終処分業者が、排出事業者または中間処理業者から処分料金といっしょに税金を受け取り、4月末・7月末・10月末・1月末の年4回、県に申告し、納めることになっています。

課税とならないもの

- 自らが排出した産業廃棄物を自らが有する最終処分場において処分（自社処分）する場合は、課税されません。
- 事業活動に伴って生じる廃棄物と性格の異なる廃棄物で知事が指定するものについては、課税免除されます。（例）下水処理に伴い発生する汚泥など

税金の仕組み



この県税についてのお問い合わせ先

この県税についてご相談、お尋ねになりたいことがありましたら、中部県税事務所または県庁税務課までお問い合わせください。

名 称	担 当	電 話 番 号	FAX 番 号	所 在 地
鳥取県中部県税事務所	事業税担当	(0858)23-3111	(0858)23-3118	〒682-0802 倉吉市東蔵城町2 (中部総合事務所内1階)
鳥取県庁税務課	課税担当	(0857)26-7053	(0857)26-7087	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220